

参 考 資 料

参考一1	策定経過	80
参考一2	市民参画事業	86
参考一3	用語解説	91

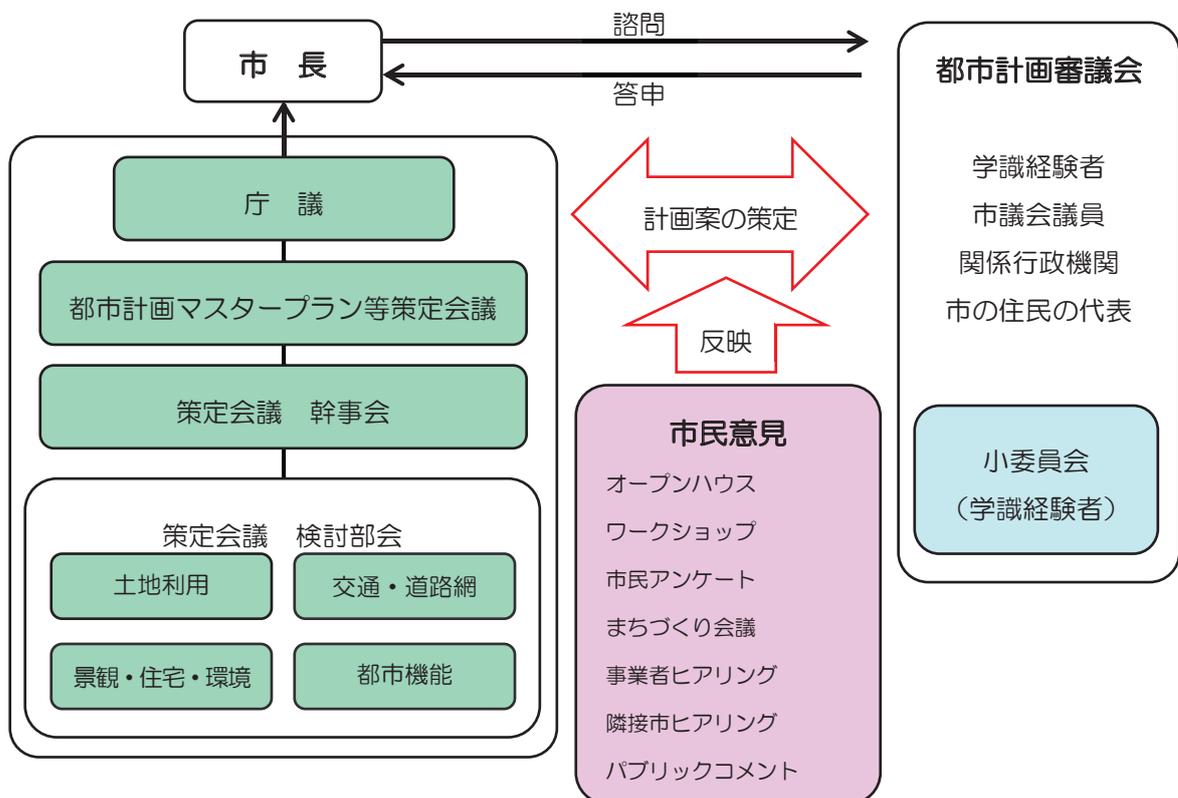
参考－1 策定経過

1 検討体制

本計画の策定に当たっては、「相模原市都市計画審議会」に諮問した上で、より専門的見地からの審議を進めるため、学識経験者らで構成される「相模原市都市計画審議会小委員会」を設置し、多角的な視点から検討してまいりました。

また、庁内では、関係部署により構成された「都市計画マスタープラン等策定会議」を設置し、全庁的な体制の下で広範囲な検討を行い、他の関連計画などとの調整を進めるとともに、多様な市民の声が反映された計画づくりを目指し、様々な市民参画事業も実施してまいりました。

なお、本計画と同様に、人口減少、超高齢化における都市の課題に対応した集約連携型まちづくりに取り組み、持続可能な都市構造の実現を目指す「都市計画マスタープラン*」についても、並行して検討してまいりました。



相模原市都市計画審議会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

(1) 学識経験者		
所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	
明星大学理工学部 教授	西浦 定継	副会長
東京工業大学 副学長 環境・社会理工学院 教授	屋井 鉄雄	会長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	臨時委員
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	臨時委員

(2) 市議会議員の代表		
所属等	氏名	備考
相模原市議会議員	渡部 俊明	令和元年5月17日～
	大槻 和弘	令和元年5月17日～
	西家 克己	令和元年5月17日～
	臼井 貴彦	平成30年5月22日～
	小野 弘	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	寺田 弘子	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	大崎 秀治	平成29年5月20日～平成31年4月29日
	岸浪 孝志	平成29年5月20日～平成30年5月21日

(3) 関係行政機関の職員		
所属等	氏名	備考
国土交通省関東地方整備局長	石原 康弘	平成 30 年 7 月 31 日～
	泊 宏	平成 29 年 7 月 7 日～平成 30 年 7 月 30 日
神奈川県警察本部交通部長	中崎 敦	平成 31 年 3 月 13 日～
	西方 昭典	平成 30 年 3 月 19 日～平成 31 年 3 月 12 日
	鳴海 達之	平成 29 年 3 月 21 日～平成 30 年 3 月 18 日

(4) 市の住民の代表		
所属等	氏名	備考
相模原市自治会連合会 副会長	竹田 幹夫	令和元年 6 月 1 日～
	草野 寛	～令和元年 5 月 31 日
公募委員	今野 喜与彦	平成 30 年 4 月 1 日～
	田所 秀人	平成 30 年 4 月 1 日～
	柳橋 智子	平成 30 年 4 月 1 日～
	加藤 尚子	～平成 30 年 3 月 31 日
	北島 正一	～平成 30 年 3 月 31 日
	佐野 仁昭	～平成 30 年 3 月 31 日

相模原市都市計画審議会小委員会委員名簿（平成29年度諮問～令和元年度答申まで）

所属等	氏名	備考
青山学院大学社会情報学部 教授	飯島 泰裕	
麻布大学生命・環境科学部 教授	伊藤 彰英	
東海大学工学部 教授	加藤 仁美	副委員長
明星大学理工学部 教授	西浦 定継	委員長
法政大学現代福祉学部 教授	保井 美樹	
相模原市農業委員会 会長	八木 健一	平成31年4月1日～
	高橋 三行	～平成31年3月31日
相模原市農業協同組合 専務理事	落合 幸男	平成30年5月31日～
	小清水 忠雄	～平成30年5月30日
相模原商工会議所 専務理事	座間 進	
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長	大塚 亮一	
ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員	澤岡 詩野	
相模女子大学人間社会学部 准教授	中西 泰子	

2 策定までの経緯

年度	月	検討内容等
平成 29年度	6月	庁内検討組織設置
	8月	第207回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【諮問】
	10月	第1回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン*及び立地適正化計画の制度、本市の状況について
		オープンハウスの実施（～12月）
	11月	第2回都市計画審議会小委員会 ・都市構造上の特性と課題について
	12月	第3回都市計画審議会小委員会 ・市民意識、目指すべき都市構造の方向性について
	1月	第4回都市計画審議会小委員会 ・目指すべき都市構造、立地適正化計画を見据えた検討について
	2月	第209回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【中間報告】
	3月	第5回都市計画審議会小委員会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について
		ワークショップの実施
平成 30年度	5月	第210回都市計画審議会 ・都市構造分析に基づく将来都市像について【答申】
		22地区まちづくり会議（～10月）
	8月	『次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定方針』の公表
		第211回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について【諮問】
	10月	事業者ヒアリングの実施（～2月）
	11月	第6回都市計画審議会小委員会 ・将来都市構造*、都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画の必要性
	12月	第7回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針

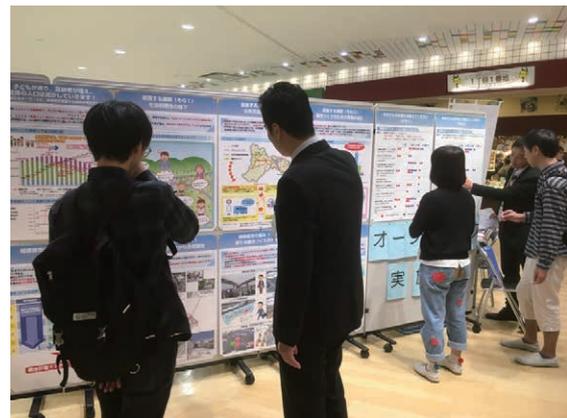
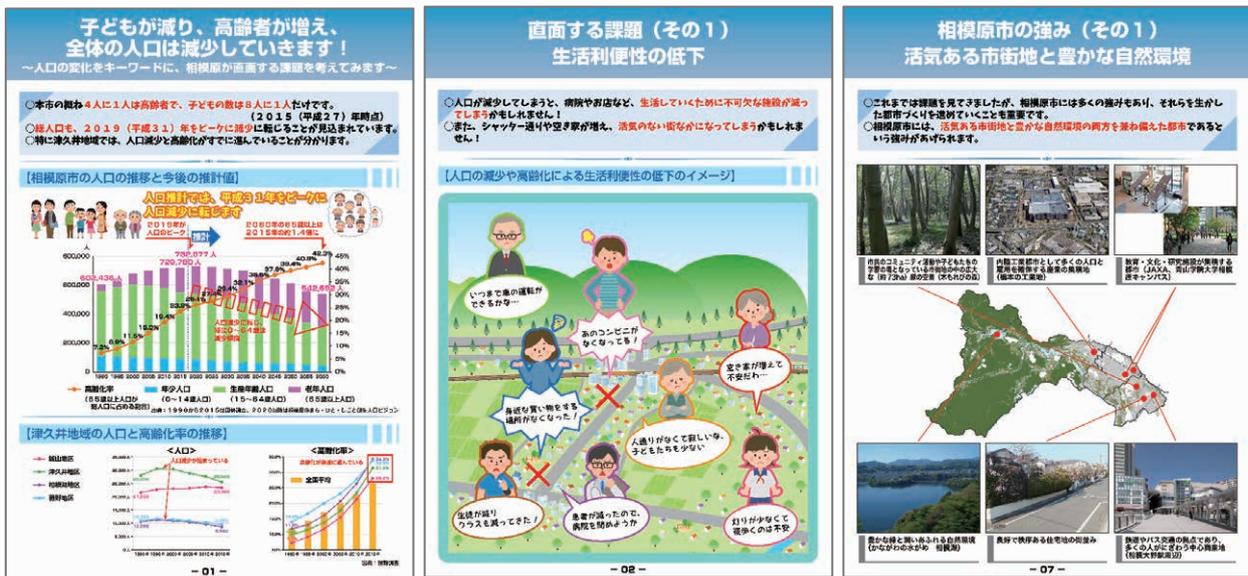
年度	月	検討内容等
平成 30年度	2月	第213回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン*及び立地適正化計画の策定について〔中間報告〕『都市計画マスタープラン全体構想骨子、立地適正化計画基本方針』
		オープンハウスの実施（～3月） 市民意見募集の実施（～3月）
	3月	第8回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン都市づくりの方針、立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定基準、市民意見（中間報告）
令和 元年度	7月	第9回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン全体構想、都市計画マスタープラン区別構想、立地適正化計画（都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域、誘導施策、目標指標と進行管理）
	8月	第214回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について〔中間報告〕
		区民会議等への説明（～12月）
	10月	第10回都市計画審議会小委員会 ・都市計画マスタープラン実現化方策、立地適正化計画における居住誘導区域界設定の考え方
		第215回都市計画審議会 ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について〔答申〕
	12月	パブリックコメント（～1月）
3月	『相模原市都市計画マスタープラン及び相模原市立地適正化計画』の策定	

参考－２ 市民参画事業

１ オープンハウス【平成29年度】

<p>目的</p>	<p>計画検討の初期段階において、市内の多様な場所で、多様な方々に市の現状などを知っていただくとともに、地域の方々のまちづくりに対する率直なご意見などを伺うことを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成29年10月～12月</p>
<p>実施場所</p>	<p>市役所等：緑区役所、中央区役所、南区役所、相模湖公民館、藤野公民館 集客施設等：アリオ橋本、ダイエー津久井店、相模原駅ペDESTリアンデッキ、相模大野駅ペDESTリアンデッキ 公園：淵野辺公園、相模原麻溝公園 イベント：城山もみじまつり、潤水都市さがみはらフェスタ</p>
<p>参加人数</p>	<p>675人（市内居住者573人、市外居住者102人）</p>
<p>実施内容</p>	<p>本市の人口推計や人口減少・高齢化が与える影響、本市の特徴など都市づくりに関するパネルを展示しながら、来場者に対して個別説明を行いました。その後、地域の実状などをヒアリングし、今後の都市づくりの方向性や都市づくりにおいて重要と考える項目等についてアンケートにより意見を伺いました。</p>

（展示パネルの一例）



2 ワークショップ（さがみはらユースフォーラム）

目的	若者の自由な発想かつ客観的な視点から、本市のイメージや将来の都市づくりに対する意見等をまとめていただくことを目的に実施しました。
実施時期	平成30年3月12日
実施場所	職員研修所
参加人数	20人（主に大学生）
実施内容	人口減少や高齢化が進行する中で、『これからの「住みたくなるまち」「働きたくなるまち」とは?』をテーマに意見交換を実施しました。



3 事業者ヒアリング

目的	事業者との連携によるまちづくりの視点から、商業・医療・高齢者福祉・交通の分野における事業実態や、将来的な立地動向等を把握することを目的に実施しました。
実施時期	平成30年10月～平成31年2月
事業者数	8者
実施内容	計画策定に関係する分野（商業・医療・高齢者福祉・交通）の民間事業者等を対象に、本計画の検討状況等を説明するとともに、各分野の実態や将来動向のヒアリングを行いました。

4 地区まちづくり会議での検討

<p>目的</p>	<p>相模原市総合計画及び本計画の策定に当たって、日頃から地区のまちづくりの課題解決に向けた取組を行っている22地区の「地区まちづくり会議」において、地区の課題やその対応方策などについて検討していただくことを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成30年5月～10月</p>
<p>実施内容</p>	<p>各地区における4～5回の会議で、道路・交通・住環境等の主なテーマについて、グループワーク方式で検討が行われ、各分野において提案された意見をまとめた「地区まちづくり会議報告書」が作成されました。</p> <p><主なテーマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の課題（良くなった点・悪くなった点）の抽出 ・課題への対応方策の検討 ・重点項目の検討

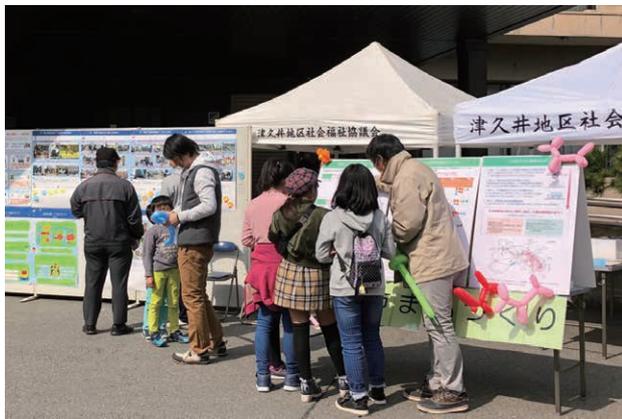
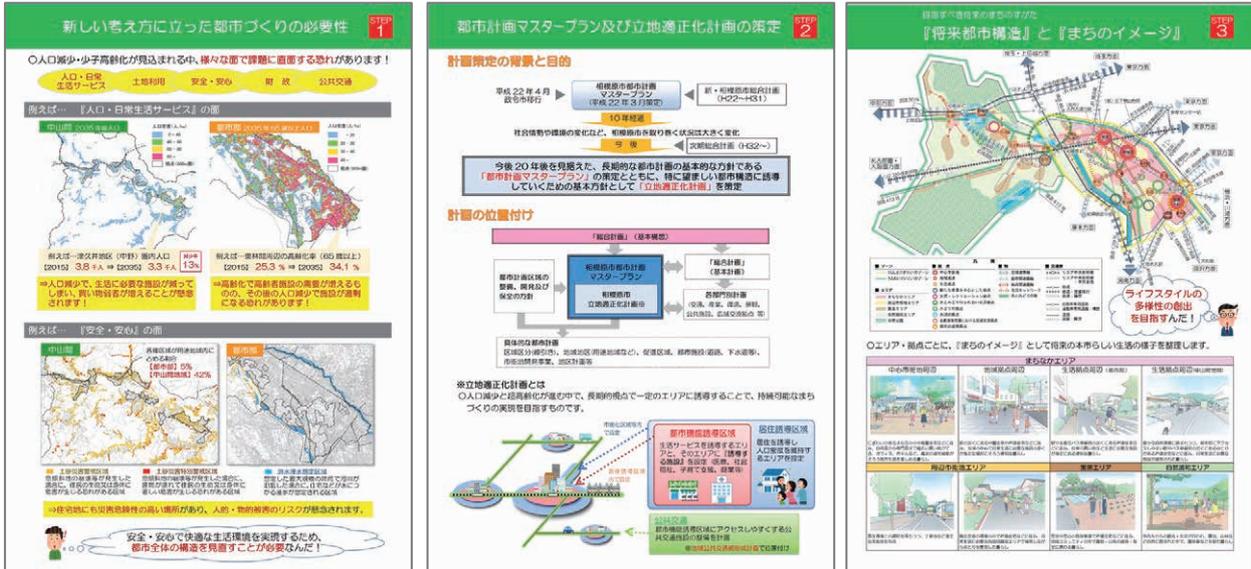


5 オープンハウス【平成30年度】

<p>目的</p>	<p>計画検討の中期段階において、都市計画マスタープラン*全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、多様な場所で多様な方々に説明し、都市づくりに関するご意見などを伺うことを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成31年2月～3月</p>
<p>実施場所</p>	<p>市役所等：本庁舎、緑区役所 集客施設等：アリオ橋本、相模大野駅アトリウム広場 公園：相模原麻溝公園、淵野辺公園 イベント：津久井中央公民館まつり、相模湖公民館まつり、城山公民館まつり、藤野中央公民館まつり</p>
<p>参加人数</p>	<p>361人</p>

<p>実施内容</p>	<p>都市計画マスタープラン*全体構想骨子（案）及び立地適正化計画基本方針（案）に関するパネルを展示し、来場者に対して説明を行いました。その後、集約連携型のまちを実現するために生活に必要な都市機能施設やバス利用に関する実態などに関するアンケートによりご意見を伺いました。</p>
--------------------	---

（展示パネルの一例）



6 市民意見募集

<p>目的</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、広く市民等から意見及び情報を求め、計画策定に当たったの参考とすることを目的に実施しました。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成31年2月～3月</p>
<p>意見提出数</p>	<p>提出者6人 意見数30件</p>
<p>実施内容</p>	<p>都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)及び立地適正化計画基本方針(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。</p>

7 パブリックコメント

目的	都市計画マスタープラン*(案)及び立地適正化計画(案)について、広く市民等から意見を求め、計画策定に当たって市民の意見を反映することを目的に実施しました。
実施時期	令和元年12月～令和2年1月
意見提出数	提出者10人 意見数30件
実施内容	都市計画マスタープラン(案)及び立地適正化計画(案)について、市広報紙やホームページ等で公表し、市民意見を募集しました。

参考－3 用語解説

あ
行

一号市街地

都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3に基づき、指定された計画的な再開発が必要な市街地のことです。

一般支線バス路線

ターミナル（鉄道駅や既設バスターミナルなど）へのアクセス等、幹線バス路線を補完する路線のことです。

オープンデータ

行政が保有するデータを、誰もが二次利用可能なデータ形式で公開することです。オープンデータを推進することにより、行政の透明性・信頼性の向上、市民の利便性向上、地域経済の活性化などが期待されます。

か
行

幹線バス路線

ターミナル（鉄道駅や既設バスターミナルなど）間の輸送を担うバス路線のことです。

区域区分（線引き）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のことです。本市は、相模原都市計画区域では区域区分を定め、相模湖津久井都市計画区域では区域区分を定めていません。

広域交流機能

市外の広い範囲からの多くの来訪者が利用するホテルやオフィスなどのことです。

高次都市機能

日常生活の圏域を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る機能のことです。例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関等を指します。

洪水浸水想定区域

国及び都道府県では、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定しています。また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

さ
行

災害ハザード

本計画においては、災害の発生のおそれがある区域のうち、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を対象とします。

さ
行

市街化区域

都市計画法第7条第2項に基づく区域区分により、既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化を図るべき区域として指定された区域のことで

市街化調整区域

都市計画法第7条第3項に基づく区域区分により、市街化を抑制すべき区域として指定された区域です。

市街地開発事業

すでに市街地となっている区域や今後市街化しようとする区域において、道路、公園、下水道などの公共施設や宅地、建築物などを一体的に整備することによって、良好な市街地を形成する事業です。具体的には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等があります。

住宅ストック

「ストック」は貯蔵、蓄積、在庫の意味です。住宅の場合、ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指します。

将来都市構造

将来像の実現に向けて、本市が目指すべき都市のすがたを概念的に示したものです。

人口集中地区（D I D）

国勢調査において設定される統計上の地区のことです。人口が5,000人以上で、かつ、人口密度の高いエリア（原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上）が隣接するエリアのことです。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても人口集中地区に含まれます。

生活圏域

買物・通院・レクリエーションなどの日常的な行動範囲をイメージで示したものです。

生活交通維持確保路線

バス事業者から廃止・撤退意向の申し出があったバス路線のうち一定の公費負担を行うことにより維持している路線のことです。

た
行

地域公共交通網形成計画

地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携し、地域にとって望ましい公共交通網の姿や取組を明らかにする役割の計画のことです。

地域地区

望ましい土地利用を実現するために都市計画法第8条で規定されているものであり、用途地域・特別用途地区をはじめ21種類があります。

地域包括ケア

医療や介護が必要な状態になっても、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようとするものです。

地区計画

都市計画法第12条の4に基づく地区特性に応じた良好な都市環境の形成を図るための地区レベルの都市計画であり、住民意向を反映し、地区独自のまちづくりルールを定めることができるものです。

中心市街地

都市計画マスタープランにおける将来都市構造で設定されているもので、主要な鉄道駅周辺などで商業・業務機能が集積している箇所のことです。（橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺の3箇所が該当します。）

TDM（交通需要マネジメント）

車の利用者の交通行動の変更（公共交通機関の利用、時差出勤、通勤経路の変更等）を促すことにより、道路交通混雑を緩和しようとする取組のことです。

特別用途地区（特別業務地区）

都市計画法第9条第14項に基づき、環境維持のために、住宅等の立地が制限されている地区のことです。

都市機能

行政、医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のことです。

都市基盤

都市の様々な活動を支える最も基本となる施設で、道路・鉄道等の交通施設、公園、上下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設などのことです。

都市計画運用指針

地方公共団体の都市計画制度の趣旨に則った的確な運用を支援するため、国土交通省が都市計画制度全般にわたっての考え方を示した指針のことです。

都市計画区域

都市計画法第5条第1項に基づき、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するものです。本市には相模原都市計画区域と相模湖津久井都市計画区域の2つの区域があります。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための土地利用や道路、公園づくりなど、さまざまな都市計画に関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画です。

た
行

都市再生緊急整備地域

都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生特別措置法の政令で指定される地域です。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律です。

都市施設

円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設を指します。主なものとして、道路、公園、緑地、下水道、ごみ焼却場、火葬場などがあります。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家があちこちに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下することです。

都市部・中山間地域

本計画では、将来都市構造における「くらしとにぎわいのゾーン」である相模原都市計画区域を「都市部」と総称しています。

一方、将来都市構造における「うるおいといこいのゾーン」である相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外を「中山間地域」と総称しています。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のことです。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。

な
行

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことです。

は
行

保安林

森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備、生活環境の保全・形成などの目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される森林のことです。

ま
行

モビリティ・マネジメント

環境面や健康面への配慮などから、過度に自動車に頼る状態から、公共交通機関や自転車などの多様な交通手段を適度に利用する状態へ、少しずつ変えていく取組のことです。

や
行

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されている地域等においては、建物用途の制限や、建物の建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっています。

発行／令和2年3月

発行者／相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

(お問合せ先)

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8247

FAX 042-754-8490

メール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



潤水都市 さがみはら